



香川県済生会病院
院内保育所運營業務委託に関する仕様書

社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部

香川県済生会病院

1. 趣旨

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 香川県済生会に勤務する職員等が安心して業務に専念できる環境整備の一環として社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 香川県済生会病院に設置する院内保育所は、効率的かつ安全・安心で充実したサービスを目指すものとし、保育所運営実績のある専門事業者^にに運営業務を委託する。

なお、業務内容については、この仕様書の定めるところによる。

2. 件名

院内保育所運営業務委託

3. 履行場所

〒761-8076

香川県高松市多肥上町1296-5

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 香川県済生会病院 院内保育所

4. 施設規模等

(1) 規 模：入所定員30人

保育室1室 161.5㎡、調理室 9.0㎡、便所 10.45㎡、その他 70.55㎡

施設面積(合計) 251.5㎡

(2) 建 物：病院北側 院内保育所

5. 保育内容

(1) 定 員 施設定員30名

(2) 保育対象 香川県済生会病院及び特別養護老人ホームなでしこ香川に勤務する者を保護者に持つ57日目から就学前までの乳幼児
但し、一時保育・緊急保育の対象は小学校6年生まで

(3) 通常保育日 月曜日から金曜日まで
但し、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

(3) 保育時間

①基本保育時間：8時00分から18時30分

②延長保育時間：18時30分から19時30分

③土曜保育時間：8時00分から18時30分

(1回/月実施)

④夜間保育時間：15時30分から翌午前10時00分

(1回/月実施)

(4) 一時保育 入所定員に余裕がある場合、(3)保育時間内に対応すること。

(5) 緊急保育 入所定員に余裕がある場合、台風等で緊急一時的に保育が必要となった場合は(3)保育時間内にて対応すること。

- (6) 学童保育 長期休暇等により保護者から要望があった場合、(3) 保育時間内にて対応すること。

6. 運營業務委託に関する基本的な条件等

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準などの関係法令を遵守すること。
- (2) 認可外保育施設指導監督の指針（平成14年7月12日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づいて保育所運営を行うこと。
- (3) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。
- (4) 豊富な知識と経験を有する者を現場責任者として配置し、責任体制を明確にするとともに当院（総務経理課）との密な連絡および調整等を行うこと。
- (5) 保育士の欠員が生じることのないように代替要員の確保等必要な処置を行うこと。
- (6) 運營業務に伴う費用等の負担は次のとおりとする。
 - ①病院側が負担する費用
 - 1) 施設及び設備の維持管理経費
 - 2) 運営上必要な水光熱費
 - 3) 遊具、備品、保育材料、食器及び家電購入費用
 - ②受託者が負担する費用等
 - 1) 保育職員の人件費
 - 2) 保育職員の被服費
 - 3) 保育職員の健康管理及び教育訓練に係る費用
 - 4) 保育所運営上必要な通信費
 - 5) 日常業務に必要な消耗品費
 - 6) 損害保険料及び、損害賠償保険の保険料
 - 7) 布団リース代
 - 8) 保育職員の保健衛生費
 - ③保護者が負担する費用
 - 1) 保育料
 - 2) 乳幼児の健康診断に関する費用
 - 3) その他、保護者が負担する事が相当と考えられる費用等
- (7) 業務委託の契約に当たっては、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を部分委託する場合について病院側の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (8) 当院及び関係機関と連携を図った運営を行うこと。
- (9) 業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。

7. 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、契約期間中に業務遂行不可能と判断した場合は、契約期間途中であっても契約を解除する可能性がある。